

次世代ターゲットスポーツの育成支援委託事業に係る  
一般社団法人日本車いすテニス協会 謝金規程  
2021.10.2 改定版

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本車いすテニス協会（以下「本協会」という）が支払う次世代ターゲットスポーツの育成新委託事業（以下「本事業」）に係る謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 本事業に係るコーチ、トレーナー、心理・栄養・映像等各スタッフ（以下、外部スタッフという）および本協会役員・スタッフ（以下、内部スタッフという）を、この規程による謝金対象者とする。ただし、内部スタッフのうち JPC 専任スタッフは、謝金対象外とする。

(謝金の対象となる労務)

第3条 謝金の対象となる労務は、理事会及び理事又は事務局長が本事業の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議、練習、合宿、遠征（国内外を問わない）等とする。

(会議等出席参加謝金)

第4条 第3条に定める会議等に出席参加した第2条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

(講師謝金)

第5条 本事業の遂行及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(会議等出席謝金の単価)

第6条 会議等出席参加謝金の単価は、別途表1に定める。

(講師謝金の単価)

第7条 講師謝金の単価は、別途表1に定める。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第8条 第2条に定める謝金対象者には、第5条、第6条及び第7条に定める謝金の単価に加えて、本協会旅費規程に則り、交通費、宿泊費および日当を支給する。

(改正)

第9条 本規程を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

(雑則)

第10条 本規程に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

- (I) 本規程は、平成28年10月1日から施行する。
- (II) 本改訂版は、平成29年5月14日から施行する。
- (III) 本2020.4.23改定版は、令和2年4月23日から施行する。
- (IV) 本2021.10.2改定版は、令和3年10月1日から施行する。

表 1

労務の内容	単 価
国内練習参加	11,137円 *注釈 1)
国内会議参加	(1) 外部スタッフ 参加時間にかかわらず一律以下とする 11,137円 *注釈 1) (2) 内部スタッフ 参加時間により以下とする ・ 1時間未満の場合は一律とする 1,670円 *注釈 2) ・ 1時間以上の場合、端数切り捨てによる 1 時間単位での算定とする 1,670円×時間 *注釈 2) ・ 6時間以上の場合、一律とする 11,137円 *注釈 1) ・ 同日連続して開催した会議の場合は、参 加時間を合算する
合宿（国内外）帯同 遠征（国内外）帯同 選手教育（個別心理栄養指導含む）等 各種講座講師料	外部スタッフ・内部スタッフともに 22,274円 *注釈 3)

\*注釈 1)～3) ただし、謝金対象者の技能等を鑑み、起案者より提出される決裁願に、会長または副会長・事務局長が承認した場合はこの限りではない。また、源泉徴収分を上乗せにした金額とする。実質支給額に係る計算式は下記参照のこと。

#### 1)～3) 共通

税務署指定の計算式

源泉徴収率：10.21%

計算途中で出現の小数点以下はすべて切り捨て

一日あたり、あるいは一時間あたりの計算例を以下に明示する。複数日、あるいは複数時間に係る源泉徴収額では若干の差異が生じる場合もある。

#### 注釈 1)

$11137 \text{ 円} \times 10.21\% = 1137.088 \text{ 円} \approx 1137 \text{ 円}$  (源泉徴収額)

$11137 \text{ 円} - 1137 \text{ 円} = 10000 \text{ 円}$  (実質支給額)

#### 注釈 2)

$1670 \text{ 円} \times 10.21\% = 170.507 \text{ 円} \approx 170 \text{ 円}$  (源泉徴収額)

$1670 \text{ 円} - 170 \text{ 円} = 1500 \text{ 円}$  (実質支給額)

#### 注釈 3)

$22274 \text{ 円} \times 10.21\% = 2274.1754 \text{ 円} \approx 2274 \text{ 円}$  (源泉徴収額)

$22274 \text{ 円} - 2274 \text{ 円} = 20000 \text{ 円}$  (実質支給額)

※注釈 1)～3) に基づき新たな謝金金額を設定する場合は、別紙「決裁願」の備考欄に、起案金額の算出根拠となる計算式を各々記載することとする。